

監査公表第 20 号（令和 6 年 6 月 7 日、県公報第 502 号登載）  
本庁定期監査結果に基づく措置通知（令和 5 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和 6 年 3 月 26 日 5 監総第 936 号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 7 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

6 教財第 3 2 1 号

令和 6 年 5 月 1 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 介 殿
同	森 行 一 殿
同	大 島 道 人 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 6 年 3 月 2 6 日 5 監総第 9 3 6 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、  
別紙のとおり、通知します。

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 教育振興部	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて81,447,227円減少しているものの、依然として多額である。	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、戸別訪問や電話による督促等の取組を行ってきることから、引き続き以下の取組を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者に対しては、電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるよう督促を行っている。</li> <li>・奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と2月を中心に、担当者だけではなく、担当者が所属する係全員で電話督促を行っている。また、これまで日中の戸別訪問で面接が出来なかった滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方へ変更した戸別訪問を行っている。</li> <li>・長期滞納者に対しては、債務承認書を送付し回収を行うとともに、返還の督促及び返還計画の提案を行っている。</li> <li>・県外に居住している滞納者に対しては、職員による戸別訪問を実施している。</li> </ul> <p>今後も、より効果的な取組を検討するなど、収入未済の解消に向け債権の回収に努めることとした。</p>